

会議結果報告書

| | |
|------------------|---|
| 会議の名称 | 平成 28 年度第 2 回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会 |
| 日時・場所 | 平成 29 年 3 月 27 日（月） 10：00～12：00 札幌市建設局みどりの推進部大会議室 |
| 出席委員 6 名/7 名中 | 菊地秀一、齋藤寛子、品川ひろみ、前田元照、三井有希子、山田暁子（敬称略） |
| 傍聴者数 | なし |

※札幌市情報公開条例に基づき、その会議における審議の内容が認可等の審査に係るものであって、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議結果報告書及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができることを平成 27 年 9 月 30 日札幌市子ども・子育て会議認可・確認部会にて決定していることから、項目 3～8 の整備計画及び認可に係る審議については審議内容の一部について非公開とする。

| 議事 | 概要 |
|-----------------------------|---|
| 1. 札幌市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて | <p>【事務局の説明内容】</p> <p>○資料 1 に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市子ども・子育て支援事業計画については、本年 2 月 3 日に開催された札幌市子ども・子育て会議において、中間年度で見直すこととし、具体的な審議については認可・確認部会で行うことが了承された。 ・今後の部会における検討に当たっては、具体的な論点の整理や対応策等について事務局案を示した上で、その案について検討いただき、部会としての見直し案をとりまとめていくこととしたい。 ・このことについて、本日は、今後の検討スケジュールを説明するとともに、現時点で想定される主な論点について、問題提起するので、次回以降の議論に向けた考えのきっかけとしていただきたい。 ・「1 検討スケジュール」について、表のとおり、本日の部会を含め全 4 回の審議で検討を行い、9 月の子ども・子育て会議において見直し案の報告を行うことを想定。なお、進捗次第で開催回数の増減、時期の変更、個別の委員との協議等を行うことが想定されるため、ご協力お願いしたい。 ・「2 計画見直しに当たっての主な論点」について、計画の見直しに当たり、2 月の本会議での議論も踏まえ現状において事務局として考えられる論点を(1)から(4)に記載している。 ・「(1) 大幅な保育ニーズの増大への対応」については、先の札幌市子ども・子育て会議でも審議いただいたとおり、ニーズ量再調査により大幅にニーズ量が増加しており、これに見合う供給量の確保は容易ではないと考えられる。 ・この春に改定が予定されている国の基本指針も踏まえ、供給量の確保に当たっての基本的な考え方を検討する必要があると考えている。 |

| | |
|-----------------------|--|
| | <p>・資料裏面に、参考として基本指針の改定に先立つ国からの通知の一部を掲載しているが、幼稚園の一時預かりや新たに国が始めた企業主導型保育事業を供給量に含めることを認める方針であることが記載されており、これらの施策を用いながら保育ニーズに対応していくことが考えられるところ。</p> <p>・「(2) 地域型保育事業の取扱い」として、現行計画上、「3号認定児に対する供給量のみが不足した場合は、地域型保育事業により優先的に供給量を確保する」としている考え方について、卒園後の受け皿確保策を含め、小規模保育事業を含む地域型保育事業の在り方を検討する必要があると考えている。</p> <p>・「(3) 目標年次の在り方」として、現行計画における目標年次である平成30年4月までに、増大したニーズ量をまかなう保育の供給は極めて困難であり、目標年次の見直しについて検討が必要であると考えている。なお、6月に予定される国の待機児童解消に向けた新計画において目標年次を定めることとしており、その動向にも注視する必要がある。</p> <p>・「(4) 保育士の確保」として、保育の受け皿の拡大に伴い、保育士の確保が喫緊の課題となっていることから、その対策について検討する必要があると考えている。</p> <p>【委員質問】 なし</p> |
| <p>2. 利用定員の設定について</p> | <p>【事務局の説明内容】</p> <p>○資料2に基づき説明</p> <p>・資料2-1が利用定員の案。これから、整備計画及び認可の審議いただく施設を一覧にしたものとなっている。なお、これから説明する利用定員は、その審議で、認可等について承認をいただいた上で決定されることになる。</p> <p>・資料2-1の最上段にある、幼保連携型認定こども園「幼保連携型認定こども園ふしこ」を見ていただくと、この施設では、0歳で5人、1・2歳で26人、これで3号認定が31人、3～5歳の2号認定が39人、これらを合わせて保育の必要性有の利用定員が70人、これに1号定員の220人を合わせて、この施設全体で290人の利用定員となる。</p> <p>・今回審議いただく施設における利用定員の総数は、一番下の行になるが、1,088人、このうち、保育を必要とする子どもに係る利用定員の総数は683人となる。</p> <p>・利用定員の設定については、個別の園の状況のほか、これらが「新・さっぽろ子ども未来プラン」に盛り込んでいる教育・保育施設の需給計画に沿ったものとなっているのか、という観点が必要。</p> |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・資料 2-2、2-3 は、いずれも計画上の供給量に対して、どういった方法で、どの程度の量を確保したか、すなわち需給計画の進捗状況を示した表となっている。 ・資料 2-2 は現行計画によるニーズ量により需給状況を表したものの、資料 2-3 は先ほどの議題の中でも説明したとおり、計画の中間見直しに向けたニーズ再調査後のニーズ量により需給状況を表したものとなっている。 ・資料 2-2 について、この表の上段、①から⑥までの欄に供給確保の方法が示されており、平成 29 年度中に、その方法ごとに、どの程度の量が確保されるのかが示されている。 ・供給が不足している区については隣接している区との区間調整を行うことにより、需給バランスを調整した結果が一番右側、G の欄で、現行計画では各区分に見ると、手稲区の 1～2 歳を除き、保育の供給が充足している。 ・一方、ニーズ再調査後需給状況である、資料 2-3 の一番右側、G の欄にある需給状況を見ると、当初計画よりも特に 1～2 歳の保育ニーズが大幅に増大したため、1～2 歳の保育供給量は全区で不足している。 ・特に大きく不足しているのは、東区の 656 人、次いで北区の 540 人という結果になっている。 ・最初の議題で説明したとおり、保育のニーズ量の増加がこういった形で影響を与えており、本日審議いただく全ての施設等が承認されたとしてもなお不足分は大きく、これをどのような手段で補っていくかを今後検討していくこととなる。 <p>【審議結果】</p> <p>この後認可の審議をする保育所等の利用定員については、認可の承認を前提として利用定員を認めることとして部会委員全員が承認した。</p> |
| <p>3. 幼保連携型認定こども園（創設）の整備計画及び認可について （審議非公開）</p> | <p>【事務局の説明内容】</p> <p>○資料 3 に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回整備を行う法人については、法人監査を所管する、監査指導室に意見聴取を実施しており、いずれの法人も重大な指導事項や法令違反が無いことを確認している。 ・資料 3-1 の審査案件一覧について、今回の審査案件は、東区で 2 件、南区で 1 件の合計 3 件となっている。 ・このうち、1 番目の「幼保連携型認定こども園ふしこ」と、3 番目の「光塩学園女子短期大学附属認定こども園」については既存幼稚園からの移行であり、2 番目の「幼保連携型認定こども園もえれのもり」は新設。 ・資料中の定員増減欄に記載のあるとおり、既存幼稚園から移行する 1 番 |

目と3番目の施設については、1号定員を減らし、2・3号定員を新たに設定する計画となっている。

・2番目の「幼保連携型認定こども園もえれのもり」は、札幌市では1号定員の供給量が満たされているという状況を踏まえ、1号の定員は各年齢で5人、合計で15人という最小限の設定としており、2・3号については、中規模の保育所と同程度の90人定員となる計画である。

・これら3件の整備の結果としては、表の下方、別枠に記載しているとおり、1号定員は115人の減少、2・3号定員は205人の増となる。

・資料3-2の審査結果一覧について、札幌市の審査では、「事業計画との整合性」や「欠格事由」等の7つの項目においてそれぞれ「適・不適」の判断をしており、どの計画も「不適」の項目がないことから、総合評価は「適」と判断している。

・それぞれの施設の概要について、1番目の「幼保連携型認定こども園ふしこ」は、4階建ての既存幼稚園の隣に2階建ての保育所部分を増築する計画となっている。そのため、項目3の「設備」欄では、認定こども園の園舎としては4階建てということになる。なお、既存幼稚園部分については、教室や遊戯室は全て1、2階に設置されているので、日常的な保育は2階までで行われる。

・2番目の「幼保連携型認定こども園もえれのもり」は、保育所機能と幼稚園機能が一体となった2階建ての建物を新たに建築する計画となっている。

・項目3の「設備」欄では、園庭のところに「一部屋上園庭」と記載があるが、園庭の必要面積については地上だけで確保されており、それに加えて、1階の屋上部分、つまり2階と同じ高さに屋上遊戯場を設ける計画となっている。

・「光塩学園女子短期大学附属認定こども園」については、短大と併設している既存の幼稚園を内部改修することで認定こども園に移行する計画となっている。

・そのため、項目3の「設備」欄に記載のとおり、園舎は、既存幼稚園と同様に、建物の1・2階部分となる。また、一番下の備考欄に記載があるが、調理室については、地下1階にある短大の学生食堂の設備を用いる計画となっている。

【委員からの質問と事務局の回答】

【委員質問】

新設の幼保連携型認定こども園の園庭について、既存幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、条例上の広さの基準を満たしていなくても、既存施設のままの移行が認められる、移行特例によるものなのか、それとも条例上の園庭の広さの基準を満たしているのか。

| | |
|--|--|
| | <p>【事務局回答】</p> <p>新設の幼保連携型認定こども園についてはそもそも移行特例が適用とならないため、条令上の基準を満たしていることを確認している。なお、今回既存幼稚園から移行する幼保連携型認定こども園2園についても移行特例は適用しておらず、条例上の基準を満たす園庭の広さであることを確認している。</p> <p>【委員質問】</p> <p>今回新設の「幼保連携型認定こども園もえれのもり」を運営する法人(清明学園)は市内でも幼稚園や保育所を運営しているのか。</p> <p>【事務局回答】</p> <p>同法人は市内で既に幼保連携型認定こども園3施設を運営している。</p> <p>【審議結果】</p> <p>設置認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付したうえで適正であるとして部会委員全員が承認した。</p> |
| <p>4. 小規模保育事業（新設）の整備計画及び認可について （審議非公開）</p> | <p>【事務局の説明内容】</p> <p>○資料4に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業については、これまで、既存建物の内部改修のみを補助対象としていたが、国の補助要綱の改正に伴い、新築の施設についても補助対象となったことから、今回、初めて募集を行ったもの。 ・資料4-1 審査案件一覧について、今回の募集件数は3件であったが、応募としては、社会福祉法人石狩友愛福祉会からの1件のみ。整備予定地は、北区南あいの里5丁目。 ・資料4-2の審査結果一覧について、審査の結果としては、資料左側の1から4のとおり、「事業計画との整合性」等の4つの項目においてそれぞれ「適・不適」の判断をしており、「不適」の項目がないことから、総合評価は「適」と判断している。 ・施設の概要としては、項目3の「設備」欄にあるとおり、敷地内に屋外遊戯場を確保する計画となっており、建物としては木造の平屋建て。 ・項目4の「運営」欄のcからeに連携施設の確保について記載しているが、あいの里大藤幼稚園と石狩市にある友愛保育園と連携合意をとっており、卒園後の受け皿についても9人分を確保している。なお、連携施設先については、両園ともこの4月から幼保連携型認定こども園に移行する予定。 ・今回の事業者は、市内で7園の認可保育所を運営しており、これに加えてこの4月から小規模保育事業を開始することとなっており、保育に関し |

| | |
|--|---|
| | <p>て十分な実績を有している。</p> <p>【委員からの質問と事務局の回答】</p> <p>【委員質問】 今回応募のあった地区は待機児童が多い地区なのか。</p> <p>【事務局回答】 整備の優先地域Bとなっており待機児童は多い地区。小学校区は鴻城小学校であり、あいの里地区でも待機児童が多い地区である。</p> <p>【委員質問】 この地区の待機児童が多い要因として、純粋に保育施設に入りたい子どもが多く、周辺の保育施設の収容力を超える子どもがいることによる、ハード的要因なのか、それとも保育士数が足りないために子どもを受け入れることができないようなソフト的要因のどちらなのか。</p> <p>【事務局回答】 この地区でどちらの要因で待機児童が出ているかどうかは具体的な調査していないが、今回応募のあった鴻城小学校区では現に多くの待機児童が発生していることから、入りたいのに入れないという子どもが実際にいることは間違いない。</p> <p>【委員質問】 今回、小規模保育事業A型の新設を検討していることについて、周辺の保育施設に対し、説明はしているのか。</p> <p>【事務局回答】 現時点では説明はしていないが、整備承認決定後、説明を行う予定と事業者より聞いている。</p> <p>【審議結果】 設置認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付したうえで適正であるとして部会委員全員が承認した。</p> |
| <p>5. 事業所内保育事業 (認可外保育施設からの移行)の整備計画及び認可について (審議非公開)</p> | <p>【事務局の説明内容】</p> <p>○資料5に基づいて説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料5－1 審査案件一覧について、案件は2件、いずれも現在、認可を受けずに設置・運営している事業所内保育施設を認可の事業所内保育事業に移行するという計画である。 ・どちらの施設も、これまでの立入調査等により、厚生労働省の指導監督基準を満たした良好な運営をしている施設であることを確認している。 ・利用定員に関しては、地域型保育事業として3号のみの定員となる。な |

| | |
|--------------|--|
| | <p>お、事業所内保育事業のため、地域枠と従業員枠があり、それぞれの内訳は資料のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「レクランほくおう保育園」は定員合計が 20 名なので「保育所型事業所内保育事業」、「発寒コグマ保育園」は定員の合計が 11 名なので利用定員 19 名以下の「小規模型事業所内保育事業」となる。したがって、認可の基準は前者が保育所、後者が小規模保育事業のものが適用されることとなる。 ・資料 5－2 審査結果一覧について、札幌市の審査では、「事業者の適格性」や「設備」等の 4 つの項目においてそれぞれ「適・不適」の判断をしており、どちらの計画も「不適」の項目がないことから、総合評価は「適」と判断している。 ・さきほど認可の基準が異なることを説明したが、その一つとして、表の下の方、4 番の「運営」の項目のうち c から e の連携施設について、保育所型の「レクランほくおう保育園」は「e 卒園後の受け皿」のみ必要となっている。 ・「発寒コグマ保育園」は医療法人社団元氣会が設置する事業所内保育事業所だが、施設の運営を受託する、有限会社自然地所が申請者となり、認可を受ける、という計画である。本件のように、運営を受託する法人を認可することが可能である旨は、国より可能である旨、示されている。 <p>【委員からの質問と事務局の回答】</p> <p>【委員質問】</p> <p>事業所内保育事業所と企業主導型保育事業との違いは何か。</p> <p>【事務局回答】</p> <p>事業所内保育事業所は認可を受けた保育施設、企業主導型保育事業は認可外保育施設であるということが大きな違い。企業主導型保育事業は認可外保育施設の位置づけではあるが、国より施設整備費と認可事業並みの運営費の補助が受けられることがメリット。また、保育士の配置基準の違いや地域枠の設定について事業所内保育事業が必須であるのに対し、企業主導型保育事業は任意である等の違いもある。札幌市では現時点で 28 施設が企業主導型保育事業の助成申請をして助成決定を受けている。</p> <p>【審議結果】</p> <p>設置認可申請時点において、これらが計画通りになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付したうえで適正であるとして部会委員全員が承認した。</p> |
| 6. 家庭的保育事業者変 | 【事務局の説明内容】 |

| | |
|--|--|
| <p>更に伴う認可について (審議非公開)</p> | <p>○資料6に基づいて説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案件は2件で、どちらも、現在、個人で認可を受けている家庭的保育事業者、いわゆる保育ママだが、事業の安定運営のために法人を設立し、法人で認可を受け直す、という内容になっている。 ・認可の根拠法令である、児童福祉法には、事業者の変更に関する規定がないことから、現在の事業を廃止した上で新たに認可を行う、という手続きが必要となり、その場合でも、基本的には、新設の場合と同様に認可の要件を満たしているかどうかを審査しなければならない。 ・今回のいずれの案件も、これまで事業を運営していた個人が代表となる法人を設立し、そこが運営するという経営形態のみの変更のため、設備等の内容に変更はないことから、資料の2番の項目にあるとおり、事業者として適格性があるかのみを審査することとなる。 ・資料中の項目2に示す内容を確認し、どちらの法人とも適格であると判断している。 ・資料中の項目3、4に記載しているが、この変更に伴う、在籍児童、職員の処遇に問題がないことも確認している。 <p>【審議結果】</p> <p>認可することが適当であるとして、部会委員全員が承認した。</p> |
| <p>7. 保育所（増改築・改築）の整備計画について (審議非公開)</p> | <p>【事務局の説明内容】</p> <p>○資料7に基づいて説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料7-1 審査案件一覧について、「旭ヶ丘保育園」と「西岡保育園」の2件であるが、どちらも経年劣化に伴う老朽化等を解消し、安全で良質な保育環境を整えるために、建替えを行うもの。 ・「旭ヶ丘保育園」については、現在の定員は150人だが、隣接する旭ヶ丘乳児保育園と一体的に建て替えを行い、この乳児園の30人の定員を加えて、合計で定員180人の乳幼児併設園として整備する計画となっている。 ・2番目の「西岡保育園」については、現在と同じ100人の定員のまま建替える計画である。 ・資料7-2 審査結果一覧について、審査項目としては、表の左側に記載のあるとおり8項目あり、どちらの施設も「不適」の項目がないことから、総合評価を「適」と判断している。 ・1番目の「旭ヶ丘保育園」について、項目1の「事業計画との整合性」に築43年と記載している、この施設は、昭和48年に建築された2階建てコンクリートブロック造の建物で、国が定める財産処分制限期間、いわゆる耐用年数の38年間を経過している。 ・資料に記載はないが、非木造建築物の老朽度を示す残存率という値が |

| | |
|---|--|
| | <p>49%となっており、建替えの目安となる70%を大きく下回っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建替え後は、2階建ての鉄筋コンクリート造となる。 ・2番の「西岡保育園」について、こちらは昭和42年に建てられた木造2階建ての施設で、築49年が経過している。 ・木造の財産処分制限期間は22年のため、大幅にその期間を経過しており、老朽度調査の結果は4,200点で、建替えの目安である4,500点を下回っている。 ・この施設は、建替え後は3階建ての鉄筋コンクリート造となるもので、平面図等におきまして、3階建ての場合に必要な設備についても設置されることを確認している。 ・両園とも、建替えに当たっては仮設園舎の建築は行わない計画となっている。 <p>【審議結果】</p> <p>整備計画が適正なものであるとして、部会委員全員が承認した。</p> |
| <p>8. 保育所（新設）の整備計画及び認可について （審議非公開）</p> | <p>【事務局の説明内容】</p> <p>○資料8に基づいて説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料8－1 審査案件の一覧について、1番から10番までの10件。このうち、2番から5番については、北区民センターの西側にある、「北25条西6丁目」の札幌市所有の土地、市有地を売却する前提で募集を行ったところ、4事業者から応募があったもので、いずれか1施設を選定する必要がある。 ・10番の「ニチイキッズしろいし保育園」については、前回の認可・確認部会において、名古屋市内の保育園で事故があったことを踏まえ、整備決定とならなかった案件の再審査となるもの。 ・2番から5番の重複を除くと、表の右下にあるとおり件数としては7件、定員は450人分となる。 ・説明の順番について、1、6、8、9番、次に北区市有地で競合している2から5番、そして再審査となっている10番までを説明し、ここまですべてを、一旦、ご審議いただく。7番の「ピッコリーノ保育園」は前田委員が代表を務める法人であり、利害関係を有することから、公正な審議を期すため、7番の審議では前田委員に退席いただき、7番の説明、審議となる。 ・資料8－2 審査結果一覧について、1番の「札幌円山公園雲母^{きらら}保育園」は、積水ハウス株式会社が新たに保育所用の賃貸物件を建築し、それを株式会社モード・プランニング・ジャパンが借り受けて内部改修を行うという、いわゆる「建て貸し方式」による保育所整備で、定員は60人を計画している。 ・札幌市では、建て貸し方式の場合は、新築と同様に、敷地内に屋外遊戯 |

場の設置を求めているので、項目4の「a 保育室等」に記載のとおり、屋上園庭ではあるが、必要面積を満たす 179 m²の園庭が整備される計画となっている。

- ・項目5の「資金計画」については、事業者が株式会社などの場合は、社会福祉法人などと異なり、事業者の経営状況や資金状況などの基準を上乗せしているところで、これについても問題のないことを確認している。

- ・項目7の「設置主体の役員構成」でも株式会社などに対する上乗せ基準として、運営委員会の設置が求められており、こちらについても問題のないことを確認している。

- ・その他、設置主体の事業実績や準備状況等の項目についても、全て「適」と判断している。

- ・6番の株式会社スマイルクルーが計画する「すまいるさっぽろ東園」について、さきほどと同様、「建て貸し方式」による整備であり、スマイルクルーの関連会社が平屋建ての保育所用建物を建築し、これをスマイルクルーが賃貸・内部改修する計画で、屋外遊戯場は全てを地上に設ける計画となっている。

- ・資金計画や設置主体についても、株式会社としての上乗せ基準も含めて問題のないことを確認しており、全て「適」と判断している。

- ・8番、「豊平まこと保育園」については、社会福祉法人慈光園が関連のある学校法人から土地を借り、30年間の地上権を登記したうえで、定員90人の保育所を新築する計画となっている。土地は賃貸となるが、建物は自己所有という形態である。

- ・施設面としては、3階建てで、屋外遊戯場は地上と屋上に設置する計画となっている。

- ・この施設についても、全ての項目で「適」と判断している。

- ・9番、「琴似にじのいろ保育園」について、株式会社叶夢楼^{ともろう}が既存の3階建て建物の1階部分を賃貸し、補助金を使わず、自己財源で内部改修を行い、定員40人の保育所を整備するという計画である。

- ・施設面としては、既存の建物を借りるという性質上、敷地内に屋外遊戯場を設けることが困難なため、建物のすぐ北側にある琴似はばたき公園を代替園庭とする計画という。

- ・こちらも、資金計画や設置主体など、株式会社として上乗せされる基準も含め、全ての項目で「適」と判断している。なお、当該施設については、既存の建物を活用することと、施設整備に補助金を使用しないため、迅速な整備ができることから、整備決定となった際には、可能な限り早期に開園したいとの意向を伺っている。

- ・次に、市有地である北25条西6丁目の4施設について、資料の共通審査基準によって、各基準に適合しているかを示しており、いずれの計画も、

市内で既に認可保育所を運営する事業者によるもので、「適」となっている。

・その上で、2番から5番までの4施設については、同一の土地での整備計画であり、この中から1つを選定しなければならないことから、平成27年12月の認可・確認部会でご承認いただいた個別審査基準に基づいて各計画を点数化している。

・結論としては、4番の白楊みどり保育園が77点で、最高得点となっている。

・なお、次点は73点、3番目は67.5点、4番目は64.5点となっている。

・他の3件の点数を上回っていることから、「白楊みどり保育園」の計画を選定するという予備審査結果となっている。

・この市有地での保育所の整備については事務局の方で、事前にこの地区の町内会に説明を実施している。町内会からは区民センターに隣接していることもあり、特に交通安全に対する懸念、とりわけ積雪期間の心配の声が寄せられており、今後、札幌市を含め決定した事業者と地域住民が、これに対する対策を協議していくこととなる。

・今後、住民との協議が進む中で、必要に応じて、交通安全に配慮して施設面で何らかの工夫が行われる可能性も想定されるが、その場合においても基準が遵守されることを札幌市が責任を持って確認させていただく。

・続いて、「ニチイキッズしろいし保育園」について、前回部会で「ニチイキッズしろいし保育園」の整備決定を保留とした経緯を説明する。

・株式会社ニチイ学館が名古屋市内で運営している「ニチイキッズ^{ながすか}長須賀保育園」における事故について平成27年11月に名古屋市から改善勧告があった。

・これを受けて、前回の認可・確認部会で委員から「事故から期間が経過していない」「改善したことが確認できない」という意見をいただいたことを踏まえて、整備決定を保留していたものである。

・その後、長須賀保育園にかかる第三者評価の受審結果や、事業者の取組内容を確認し、改善のための措置が適切に図られていると認められたことから、このたび改めて、事業主体の事業実績も含めて全ての項目で「適」と判断したものである。

・改善のための措置が適切に図られていると認める理由については第三者評価を受審し、評価aが8項目、評価bが55項目、評価cが2項目という結果であった。

・今年度に審査機関である「一般社団法人愛知県福祉サービス第三者評価推進センター」で第三者評価を受審し、結果が公表されている他の保育所と比べても、長須賀保育園については、他の施設と遜色のない評価となっている。

- ・その他、園内において情報共有ができる環境づくりや法人において研修体制の確保などの取組が行われ、改善を図っている。
- ・また、コンプライアンスに関する相談窓口を設けるなど、組織として不適切な保育をさせない環境づくりに取り組んでいる。
- ・第三者評価結果や、事業者の研修体制などを踏まえて、札幌市としては、再発防止の取組を含めて、改善のための措置が適切に図られていると判断したところ。
- ・平成 28 年 10 月の待機児童の状況としては、「ニチイキッズしろいし保育園」の整備予定地である東札幌小学校区については、中央区の資生館小学校区に次いで市内 2 番目に待機児童が多い小学校区となっている。

【委員からの質問と事務局の回答】

【委員質問】

今回市有地で審査点数の一番高かった「白楊みどり保育園」を運営する法人は市内で保育施設等を運営しているのか。

【事務局回答】

同法人（社会福祉法人 幸友福祉会）については市内で現在保育所 3 園を運営している。

【委員質問】

今回整備案件の保育所にも当てはまるのだが、札幌市は株式会社による保育事業参入が他都市と比べても多い認識である。札幌市はなぜ株式会社が運営する保育所が多いのか要因は把握しているか。

【事務局回答】

推測の部分ではあるが、札幌市は応募に当たり、事業主体を制限してはいないため、認可基準を満たせば、法人形態を問わず認可する方針であることが一つの要因かもしれない。株式会社が参入するにあたって、なんらかの制限を設けている都市もあると聞いている。なお、札幌市としては制限を設ける方針は無いが、社会福祉法人及び学校法人以外の場合、資金要件などの部分については国通知を踏まえて上乗せして審査を行っている。

【委員意見】

「豊平まこと保育園」について、現在白石区で「まこと保育所」があり、名前が似ており、保護者が間違えてしまう可能性もあるため、可能であれば園名の変更を検討した方が良いのではないかと。

【事務局回答】

今回挙げた意見を法人に伝え、協議することとしたい。

【審議結果】

設置認可申請時点において、これらが計画通りになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認

| | |
|------|--|
| | <p>可することが適当であるとの条件を付したうえで適正であるとして部会委員全員が承認した。</p> <p>また、競合していた市有地の募集では、審査点数の高い社会福祉法人幸友福祉会の「白楊みどり保育園」を選定することについて部会委員全員が承認した。</p> <p>＜「ピッコリーノ保育園」の審議を行うため、関係者の前田委員は退席＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最後に前田委員が代表を務める「ピッコリーノ保育園」について、社会福祉法人高陽福祉会が新たに土地を購入し、定員 90 人の保育所を新築する計画。 ・施設面について、屋外遊戯場は、必要面積を満たす面積を地上に確保しているほか、さらに屋上にも屋外遊戯場を設ける計画となっている。 ・屋外遊戯場以外も、保育所としての基準を満たしているだけでなく、幼保連携型認定こども園の基準を踏まえた計画となっており、将来的には幼保連携型認定こども園への移行を目指したいと伺っている。 ・こちらの施設についても、全ての項目で「適」と判断している。 <p>【審議結果】</p> <p>設置認可申請時点において、計画通りになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付したうえで適正であるとして部会委員全員が承認した。</p> |
| 報告事項 | <p>【事務局の説明内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料なし。 ・南区にある札幌石山保育園について、昭和 49 年に鉄筋コンクリート造・平屋建てで建築され、現在、築 42 年が経過している。 ・鉄筋コンクリート造の財産処分制限期間は 47 年間のため、まだ、その期間は経過していないが、実際に施設が老朽化していることや、駐車場不足による近隣からの苦情が常態化していることから、このたび施設の改築を行うもの。 ・札幌石山保育園の改築については、あらかじめ改築後の計画について内容を確認したところ、定員が 120 人から変更しないこと、札幌市の補助金を用いずに整備すること、当然に基準を満たしたものであることから、認可・確認部会にて審議を行う必要はないが、報告とする。 ・改築後は、準耐火構造の木造 2 階建てとなるもので、仮設園舎の建築はない。 ・新園舎は平成 30 年 4 月の供用開始を予定しており、図面等により基準を満たすことを確認している。 |

